

令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・県南部区域）

企画提案（プロポーザル）募集要項

1 事業の目的

ニホンジカの生息密度の低減を目的に、「令和7年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ・県南部区域）」に基づいて、ニホンジカの捕獲を行います。

2 実施方法

事業の受託を希望する法人から企画提案を募り、選考等を経て1法人を決定し、業務委託として実施します。

3 応募者の資格

この事業に応募できる法人は、次の要件をいずれも満たすこと。

- (1) 募集開始の日から選考完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれてないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2による認定鳥獣捕獲等事業者の認定（わな・ニホンジカ）を受けていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である現職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 守秘義務を遵守できること。

4 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・県南部区域）
- (2) 業務内容 別途定めた「令和7年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ・県南部区域）」及び別添「令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・県南部区域）仕様書」のとおり
- (3) 委託料の上限 10,052,900円
(消費税及び地方消費税10パーセントを含む。)
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和8年1月16日まで

5 応募方法

(1) 提出書類

- ①企画提案書（紙媒体の場合は、正本1部、副本10部 提出）
 - ア 企画提案書（様式1）
 - イ 業務体制等説明書（様式2）

ウ 所要経費の積算に関する調書（様式 3）

エ 応募資格誓約書兼確認書（様式 4）

②添付書類（紙媒体の場合は、正本 1 部のみ提出）

ア 直近 2 事業年度の事業報告書、決算書

イ 応募者の概要（企業・団体概要等）がわかる資料

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

エ 過去 3 年以内の類似・関連事業実績を証する書類の写し

（2）募集要項の入手方法

募集要項（提出書類）は、千葉県環境生活部自然保護課において配付します。（土、日、休日を除く午前 9 時から午後 5 時。なお、千葉県ホームページからもダウンロードが可能。【https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/nyuu-kei/shiteikanri_shika.html】）

（3）提出先及び提出方法

①提出先

千葉県環境生活部自然保護課鳥獣対策班 担当 岩城

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電 話 043-223-2936

FAX 043-225-1630

e-mail hogo9@mz.pref.chiba.lg.jp

（添付ファイルは 7.0MB まで）

②提出期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで

受付時間は、土、日、休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

なお、この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付することができません。

③提出方法

原則として、電子データ（PDF 形式）を電子メールにより、5（3）②で定める提出期間内に提出してください。なお、紙媒体による場合は、持参又は郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく適切な送達方法のいずれかにより提出してください。

なお、FAX での応募は受け付けられません。

（4）質問の受付

応募に関する質問は次のとおり受け付けます。なお、説明会は実施しません。

受付期限 令和 7 年 4 月 25 日（金） 午後 5 時まで

受付方法 電子メール または FAX

回答方法 各提案者に共通する質問については、「応募方法 Q & A」を作成し、随時、県ホームページに掲載します。

https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/nyuu-kei/shiteikanri_shika.html

その他の質問については、質問者に個別に回答します。

受付場所 5（3）①に同じ

（5）応募に係る留意点

① 企画提案書等は、A4 版横書きで記載してください。また、必要に応じて、絵、図を用いて分かりやすく記載してください。

② 令和 6 年度までの指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況は、ホームページに掲載し

ていますので、参考としてください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/sitei-kannri-choujuu-hokaku-tou-jigyuu.html>

- ③ 応募者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。
- ④ 企画提案提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の千葉県との契約等について不利益な取り扱いをしないものとします。

6 選考方法等

（１）１次審査

- ① 応募書類により、「令和７年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託企画提案（プロポーザル）実施要領」に定める要件を満たしているかを審査します。
- ② 審査結果は、応募者全員に対して個別に書面でお知らせします（４月下旬頃を予定）。

（２）２次審査

- ① 応募書類とプレゼンテーションを別紙審査表により審査し、最も優れた企画案を選定します。
- ② 選考に当たっては、「令和７年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・イノシシ）受託者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において提案者がプレゼンテーションを実施するものとし、内容について質疑を行います。なお、プレゼンテーションに参加できない場合は、選考の対象から除外します。
なお、本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するためのものであり、企画提案書等に基づき、そのまま業務を了承し、業務を行うものではありません。
- ③ プレゼンテーションは、次の日時等を予定しています。
日時 令和７年５月中下旬（予定）
場所 千葉県庁もしくは県庁周辺の会議室
- ④ 審査委員会により提案者の選定が行われた後、応募者全員に対して個別に書面でお知らせします（５月下旬頃を予定）。

7 提案の無効に関する事項

以下の事項のいずれか一つに該当する場合は失格とする。

- （１）応募資格のない者が提案した場合
- （２）書類の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合
- （３）委託料の上限を超過した見積書を提出した場合
- （４）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- （５）その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

8 委託契約

県は、企画提案に基づき委託候補法人と委託業務に係る具体的な内容について協議を行い、この結果、県と委託候補法人との間で委託事業内容及び委託金額（ただし、４（３）に定める委託料の上限額の範囲内）について合意に達した場合に、委託契約を締結します。

（１）委託期間

契約締結日から令和８年１月１６日

(2) 契約に当たっての主な留意事項

- ① 本契約は電子契約サービスを選択することができる。また、契約に当たっては、契約書を作成し、書面の場合は各1通、電子契約の場合は各自その電磁的記録を保有する。
- ② 電子契約サービスを選択する場合は、電子契約による契約締結の同意及び電子契約サービスでしようするメールアドレスの確認のため、契約の相手方決定後、受託者は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- ③ 契約に当たっては、協議の上、企画提案内容の一部を変更させていただく場合があります。
- ④ 契約に当たっては、千葉県財務規則（以下「規則」という）第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要です。ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあります。
- ⑤ 委託費の支払については、原則として精算払とします。ただし、協議の上、前金払も可能とします。
- ⑥ ニホンジカの捕獲個体の処理費用（止めさし、捕獲個体の計測・記録・証拠写真撮影、捕獲個体の処分）は一頭あたりの単価契約とし、実績払いとします。
- ⑦ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできません。ただし、事前に県の承諾を得た上で、委託業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- ⑧ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）や千葉県財務規則をはじめとする諸規程が適用されます。

9 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提案及び契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。なお、書類の使用目的は、県庁内及び審査委員会での検討に限りします。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示することがあります。
- (5) この提案に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (6) 受託後の注意事項
 - ① 県は、本委託業務の実施状況について、必要に応じて受託法人に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することがあります。
 - ② 県は、受託法人がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することがあります。
 - ③ 本委託業務の実施に当たっては、県と十分協議を行いながら、業務を遂行するものとします。なお、事業内容については、変更・修正することがあります。
また、協議により県から指示があった場合には、その指示に従い業務を実施していただきます。

令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託(ニホンジカ・県南部区域) 審査表

評価項目			評価内容	審査様式	配点
1	業務体制	①業務実施体制	事業管理責任者、捕獲従事者、事業従事者の業務経験は十分か。	様式2-1(1)	5
			業務実施体制の体系図は適切か(責任者や連絡系統が明確か)。	様式2-1(2)	5
			○業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ○他の機関からの受託業務がある場合は、人員の手配・配置や対応方法は適切か。	様式2-1(1)(3)(4)	5
		②緊急時等の連絡体制	県との連絡調整及び事故発生時の連絡体制は適切か(通常時、緊急時、土日・夜間等)。	様式2-1(5)	5
2	知識・技術、 捕獲実績	①捕獲従事者に対する知識・ 技術向上のための取組	技術及び知識向上のための研修等の取組が適切に行われているか。	様式2-2(1)	5
		②事業者としての捕獲業務の 実績	組織としての捕獲業務の実績は十分にあるか。	様式2-2(2)①	5
			本業務に活用できる業務実績は十分にあるか。	様式2-2(2)②	5
		③千葉県(特に当該実施区域) での捕獲業務経験者の有無	千葉県内(特に当該実施区域)において当該鳥獣にかかる捕獲業務経験(契約に基づく捕獲)を豊富に有している捕獲従事者が事業者内にいるか。	様式2-2(3)	5
3	捕獲	①捕獲方法	○実施地域の特性及びニホンジカの生息状況を踏まえた、効果的に捕獲を行うための提案がされているか ○保護管理ユニット別の設置箇所(基)数、設置場所の選定方法、設置する際の工夫等について、設置するわなの種類ごとに効果的な提案がされているか。 ○箱わなを使用する場合は、誘引方法・手順を含め、効果的な提案がされているか。 ○捕獲目標を達成できる根拠が明確である提案内容となっているか。	様式2-3(1)	30
		②見回りの体制	わなを見回る体制は適切か。また、安全に配慮されているか。	様式2-3(2)	15
		③安全管理体制	捕獲された個体の止めさしを確実かつ安全に行う方法が提案されているか。	様式2-3(3)	10
4	経費見積		必要とされる相当金額が計上され、適正な金額となっているか。	様式3	5
合計					100

様式1

令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託(ニホンジカ・県南部区域)
企画提案書

令和7年 月 日

千葉県知事 様

(応募者)
所在地
名 称
代表者

標記事業について、下記の関係書類を添えて応募します。

- 1 業務体制等説明書(様式2)
- 2 所要経費の積算に関する調書(様式3)
- 3 応募資格誓約書兼確認書(様式4)

応募者連絡先
(社名・団体名)
(担当者名)
(電話番号)
(FAX番号)
(電子メール)

様式2

令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託
(ニホンジカ・県南部区域)
業務体制等説明書

(社名・団体名)

提案者の概要

会社・団体名			
所在地			
代表者氏名			
担当部署		担当者職氏名	
電話番号		Email アドレス	
設立又は 結成年月日		資本金又は出 資金の額	千円
従業員数		県内の支店数 (業務におけ る拠点数)	箇所
売上高	前々年度決算 前年度決算 本年度決算見込み		千円 千円 千円
認定鳥獣捕獲等 事業者	認定番号		認定された 猟法及び鳥獣 の種類
組織図			
以下の資料を添付すること。 ○業務報告書 ○決算報告書 ○パンフレット なお、紙媒体の場合は1部のみ正本とし、それ以外はコピーで構わない。パンフレットを作成していない場合は添付を必要としない。			

1 業務体制

(1) 業務従事予定者名簿

①事業管理責任者

番号	(ふりがな) 氏 名	年齢	業務経 験年数	保有狩猟 免許	主な業務内容
1			年	網・わな 第1種 第2種	

②捕獲従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の認定時の捕獲従事者）

番号	(ふりがな) 氏 名	年齢	業務経 験年数	保有狩猟 免許	主な業務内容
1			年	網・わな 第1種 第2種	
2			年	網・わな 第1種 第2種	
3			年	網・わな 第1種 第2種	
...			年	網・わな 第1種 第2種	

③事業従事者

番号	(ふりがな) 氏 名	年齢	業務経 験年数	保有狩猟 免許	主な業務内容
1			年	網・わな 第1種 第2種	
2			年	網・わな 第1種 第2種	
3			年	網・わな 第1種 第2種	
...			年	網・わな 第1種 第2種	

※業務経験年数は契約に基づく捕獲業務の経験年数を記載すること。

(2) 業務実施体制

業務実施体制の体系図を責任者・連絡系統が分かるように記載してください。

(3) 既受注業務

業務名	期間	相手方	業務内容

(4) 人員の手配・配置等

(既受注事業がある場合、人員の手配・配置に関する考え方・具体的な対応方法を記載してください。)

(5) 緊急時等の連絡体制

(業務を実施するにあたっての通常時及び事故発生時の情報伝達体制について、図で記載してください。)

2 知識・技術、捕獲実績

(1) 捕獲従事者に対して実施した研修を記載してください（内部・外部ともに）

実施時期	対象者（人数）	研修内容（具体的に）

※認定鳥獣捕獲等事業者の認定を受けたときの研修計画及び実施状況についても説明をしてください。

(2) 組織としての実績

①事業者として受託した捕獲業務の実績を記載してください。（過去3カ年程度）

事業名	年度	相手方	業務内容

※契約書のコピーを添付すること。

②本業務に経験等を活用できる業務実績（過去3カ年程度）があれば記載してください。

事業名	年度	相手方	業務内容

※契約書のコピーを添付すること。

(3) 千葉県内（特に当該実施区域内）において、ニホンジカの捕獲業務経験を豊富に有している捕獲従事者がいれば記載してください。

氏名	千葉県内における業務経験年数 （うち当該実施区域内での業務経験年数）	業務内容

3 捕獲

(1) 実施地域の特性やニホンジカの生息状況を踏まえ、保護管理ユニット別の設置箇所(基)数、設置場所の選定方法、設置する際の工夫や留意点について捕獲目標を達成できる根拠を含め、設置するわなの種類ごとに提案してください。また、箱わなを使う場合については、誘引方法・手順を含め提案してください。

図・写真等を用いて分かりやすく説明してください。枠の大きさは適宜変更していただいて構いません。

(2) わなを見回る体制について説明をしてください。人数、資格免許、使用機材があれば適宜記載をしてください。また、捕獲作業を山奥で実施することを踏まえて、林道の通行を含め、安全への配慮について記載してください。

(3) わなで捕獲された個体の止めさしを、確実かつ安全に行う方法について、提案してください（従事者自身の安全確保の観点及び地域住民への配慮の観点も含めること）。

所要経費の積算に関する調書

	事業名	令和 7 年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・県南部区域）		
	区分	細目	積算額	備考
単価	一式 （捕獲個体の処理 に係る経費）		（1 頭あたりの平均単価）	上 限 は 10,900 円 とする。
	小計			目標頭数 65 頭分
定額	人件費 （捕獲個体の処理 に係る経費を除く）			
	小計			
	物件費 （捕獲個体の処理 に係る経費を除く）	〇〇費 〇〇費		
	小計			
消費税及び地方消費税（税率 10%）				
合計				

※本事業の受託に係る支出を記入すること。

※本事業において比較的長く使用し、かつ保存できるもので単価 2 万円以上の物品を使用する場合は、借料もしくは損料として計上すること。

※捕獲目標である 65 頭を捕獲することを想定して所要経費を積算すること。

※捕獲個体の処理とは、捕獲したニホンジカの止めさしから、捕獲個体の計測・記録・証拠写真撮影、焼却や埋設等によって個体を処分するまでの一連の作業のことを指す。

※捕獲個体の処理に係る経費の 1 頭当たりの平均単価の上限は 10,900 円とする。

応募資格誓約書兼確認書

千葉県知事

様

所在地

名称

代表者名（職・氏名）

令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・県南部区域）の企画提案応募申請を行うにあたり、「令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・県南部区域）企画提案（プロポーザル）募集要項」を熟読し、下記条件を満たすことを誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である現職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- （3） 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- （4） 特定の公職者（候補者を含む。）又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- （5） 守秘義務を遵守できること。